

成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 7 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記第 1 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項の規定による訂正は、訂正届（別記第 2 号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第 3 条 議長は、条例第 3 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して 6 0 日を経過する日の翌日から、成田市議会事務局において、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第 4 6 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、成田市議会事務局以外の場所に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第 5 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[別記様式 略]